

時間外選定療養費の改定について

夜間・休日など時間外に受診された患者さまには『時間外選定療養費』として医療費とは別に、ご負担いただいておりますが、その金額を下記のとおり改定いたします。

令和6年12月1日より（同日0時受付より）

【時間外選定療養費】

7,700円（税込） ➡ **9,900円（税込）**

当院では、『緊急性の高い救急患者さん』と『入院を必要とする重症患者さん』の救急医療を提供するため努力しておりますが、24時間体制の救急医療を継続するために、やむなく上記の負担をお願いすることとしています。

皆さまには、急病診療所等を、まず受診いただき、緊急性の有無をご確認のうえで、必要な場合には当院へ紹介状等を持参して来院くださるようご理解とご協力をお願いいたします。

■ 時間外療養費が不要な場合

1. 他院からの救急受診のための紹介状を持参した場合
2. 緊急性が高く、かつ高度な治療が必要な場合
3. 当院医師から救急外来受診の指示があった場合